

現在適用除外とされている小規模事業者も対象になります！
(保有する個人情報が5,000人以下の企業)

「個人情報保護法の改正」と 取扱い5つの基本ルール

改正された個人情報保護法が 2017 年5月30日に全面施行されます。これに伴い、保有する個人情報が5,000 人分以下の事業者を適用除外としていた規定が撤廃され、個人情報を取り扱うすべての事業者が同法の対象となってきます。また法人に限定されず、営利・非営利も問わないため、個人事業主や NPO、自治会等の非営利組織であっても個人情報取り扱い事業者となり、同法の義務を負うことになります。そこで本講座では、改正の概要から個人情報取り扱いに関し注意すべきポイント等をわかりやすく解説していきます。是非御参加ください。

講座 内容

- ・「個人情報」とは何か、「個人情報取扱事業者」とは誰か
- ・個人情報取扱いの際の守るべきルール
 - ①個人情報を**取得する時**のルール（利用の目的、適正な取得方法とは、通知・公表等の仕方は、等）
 - ②個人情報を**利用する時**のルール（利用目的の範囲内はどこまでか、利用目的外で使いたい場合、等）
 - ③個人情報を**保管する時**のルール（情報漏洩や滅失・毀損等を防止する安全管理措置、等）
 - ④個人情報を**他人に渡す時**のルール（第三者提供にあたるのは、本人の同意無しで提供できるのは、等）
 - ⑤本人から個人情報の**開示請求された時**のルール（情報開示請求に応じる義務は、等）
- ・規程にまとめ、周知徹底を図ろう

日時 平成 29 年 6 月 28 日 (水)
14:00～16:00

会場 鶴岡市勤労者会館
(鶴岡市泉町 8 番 57 号)

受講料 無料(どなたでも参加できます)

申込 下記申込書に記入の上、FAXで6月23日(金)までにお申込ください。

問合せ 公益社団法人鶴岡法人会

講師紹介

新木 啓弘 氏 (しんき・よしひろ)
㈱インフォクリエマネジメント 代表取締役
・中小企業診断士
・情報セキュリティアドミニストレーター
・ITコーディネーター



主催

公益社団法人 鶴岡法人会

鶴岡市馬場町 8-13

TEL:0235-22-8160 FAX:0235-22-8814

共催 鶴岡商工会議所

6/28(水) 「個人情報保護法の改正と取扱い5つの基本ルール」 セミナー申込書

(公社)鶴岡法人会 行 → FAX:0235-22-8814

申込日(H29. . .)

事業所名		TEL	() -
住所		FAX	() -
参加者名		参加者名	

お申込いただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。